

## 議案第35号

目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を  
改正する条例

目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成19年

1. 1月目黒区条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第9条の2」に改める。

第2章中第9条の次に次の1条を加える。

（保育所等の設置に係る協議）

第9条の2 住戸（小規模区画を除く。）の数が50以上の指定建築物の建築をしようとする建築主は、第7条第1項の届出をする日の前までに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所その他子育てを支援するための施設の設置について、区長と協議を行わなければならない。

付 則

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例第9条の2の規定は、平成30年1月1日以後に目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例第7条第1項の届出をする建築主について適用する。

（説明） 一定の規模以上の建築物を建築するに当たり、保育所等の設置に係る協議を義務付けるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>目次</p> <p>第2章 建築計画の届出及び協議等 (第7条—<u>第9条の2</u>)</p> <p><u>(保育所等の設置に係る協議)</u></p> <p><u>第9条の2 住戸(小規模区画を除く。)の数が50以上の指定建築物の建築をしようとする建築主は、第7条第1項の届出をする日の前までに、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所その他子育てを支援するための施設の設置について、区長と協議を行わなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第2章 建築計画の届出及び協議等 (第7条—<u>第9条</u>)</p>